

宇治市監査委員公表第 13 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表します。

平成 29 年 9 月 21 日

宇治市監査委員
小 山 茂 樹
森 真 二
水 谷 修

- 1 監査の結果を公表した日
平成 29 年 9 月 19 日（宇治市監査委員公表第 11 号）
- 2 当該通知に係る事項
次のとおり。

監査対象 教育委員会 大久保青少年センター
監査期間 平成29年 5月 2日 ~ 平成29年 6月15日

監査結果（指摘事項）		措置状況等（改善内容）
1	委託料支出状況について、支出負担行為の遅れが見受けられた。	支出負担行為を適切な時期に行うよう、委託料の支払業務の注意点について事務引継書に記載するとともに、課内に周知徹底した。